

ジャーナリスト やなぎはらみか
柳原三佳

新 交通事故 ホームズの 事件簿 3

短期連載

交通事故鑑定人、駒沢幹也氏への連載を始めてから、多くの方から手紙をいただいたが、目立つのは遺族の「真実を明らかにしたい」という切実な思いだ。死者の側に過失が問われても、本人は何も語れない。きちんとした証拠や状況の説明があればいいのだが、現実には遺族に疑問を抱かせる事故処理があまりにも多い。

「行ってきまーす」

一九八六年十二月、よく晴れた日曜日の昼すぎ、沢田信子さん（当時十八歳）（仮名）は、はずむような声で家人にそう告げ、原付キスクーターに乗って家を出た。看護学校生の信子さんは、二カ月前から、普通免許を取るために自動車教習所に通っていた。スムーズに仮免許を取得し、もうすぐ本免許が取れるはずだった。

事故が起きたのは、それからわずか十分後のことだった。横浜市内の国道から百メートルほど北に入った、閑静な住宅街の交差点。突然の悲鳴と衝突音に飛び出した近所の人が、道路に倒れていた信子さんに駆け寄った。しかし、脈はあったものの、耳と口から少し出血しており、呼びかけにはまったく答えなかった。

交差点の少し先にはワゴン車が止まっていた。信子さんのスクーターは、左側から走ってきたこの車と、交差点で衝突したのだった。三日目の朝、信

子さんは、意識を回復せぬまま息をひきとった。死因は脳挫傷だった。

「ここです」

信子さんの両親に案内された事故現場は、信号も何もない小さな交差点。道路の幅は約六メートル。見通しは悪い。それだけに、とてもスピードを出して走れるような道ではない。本当にここで人が亡くなる事故があったのだらうか。私は改めて交通事故の恐ろしさを感じた。

「信子は幼いころから看護婦になるのが夢でして、事故の直前には戴帽式もすませていました。教習所に通っていたのも、看護婦になったら夜勤のときに車が必要だから、というのがいちばんの理由だったんです。夢は、すぐそこまで近づいていましたのに……」

この道は信子にとって通い慣れた通学路でした。あの日も、いつものように駅のほうに向かって走っていたのです。もし、一秒でもタイミングがずれていたら……。そう思うと、本当にやりきれません」

母親の和子さん（仮名）は力なく語った。

ワゴン車の運転手は、当時三十代の団体職員。後部座席に乗せた三人の子供に気をとられていた彼は、

「お父ちゃん、ぶつかったよ」

学者の鑑定の不備を突いた 父親の執念



信子さん（仮名）の乗っていたスクーター。衝突のすこさを物語っている

という子供の声で、初めて事故に気がついたと警察に供述した。

沢田さん夫妻が、警察から事情を聴かれたのは、事故から二カ月あまりがすぎてからだった。そのときのショックを和子さんはこう語る。

「驚きました。正直言って事故の直後は、原因とか過失割合とか、賠償問題とか、そんなことはまったく私たちの頭がありませんでした。警察からは事故についての詳しい説明はなく、ワゴン車の運転手とも、これといった話し

合いはありませんでした。それなのに、警察はまるで娘を加害者のように決めつけて扱うのです。娘は、もう反論することさえできないのに……」

父親の英男さん（仮名）も付け加える。

「若年者のバイクというものに対する偏見からでしょうか、警察はワゴン車側の言い分だけをうのみにしているような感じがしました」

事故は、スクーターが一時停止をせずに交差点にさしかかり、すでに交差点に進入していたワゴン車の右前側面に衝突した、という形で処理されていたのだった。そのうえ、

「ヘルメットは、倒れた信子さんから少し離れたところに転がっていた」というワゴン車の運転手の証言によって、

「ヘルメットさえきちんとかぶっていないらば、被害者は死には至らなかった。」

つまり、被害者の過失が大」と判断されていたのだった。

事故から約半年後、ワゴン車の運転手には軽い罰金刑が言い渡された。

沢田さん夫妻には納得できないことがあった。最初の疑問は、もともと慎重な性格の信子さんが、教習所に通って交通法規には敏感になっているときに、ヘルメットをきちんとかぶらずに

運転するということがありうるか、という点だった。事故の現場写真を見ると、疑問はますますふくらんできた。警察の調べでは、

「ワゴン車の右側面（運転席側）にスクーターが衝突した」

ということになっているが、双方の車の傷を見ていくと、おかしな点がいくつも出てきたのである。

①ワゴン車の前部バンパーに擦過痕がある。スクーターが側面から衝突したのなら、ここに傷はつかないはず。

②スクーターの前輪泥よけや前カゴに傷がない。警察が言うような衝突なら、最初におつかる場所なのに。

③ワゴン車の側面に衝突したはずのスクーターが、ワゴン車の停止位置の前方に飛ばされている。どんなおつかり方をしたらこうなるのか。

④現場にいた人は、「キヤー」という悲鳴のあとに「ドーン」という衝突音を聞いている。娘はすでに交差点に入っていて、ワゴン車が来るのを見て悲鳴をあげたのではないか。

また、信子さんの体の傷は左側に集中し、ジープの左足のすね部分にワゴン車の塗料が付着していた。このことから、英男さんはこう考えた。

「娘がワゴン車の側面におつかったのではなく、交差点の直前で、ほとんど停止していた娘にワゴン車が左

側からぶつかってきたのではないか。ちようど交差点の手前に洗車中の車が一台止まっており、ワゴン車はそれを避けるために、道路の右寄りを走っていたはずなのです」

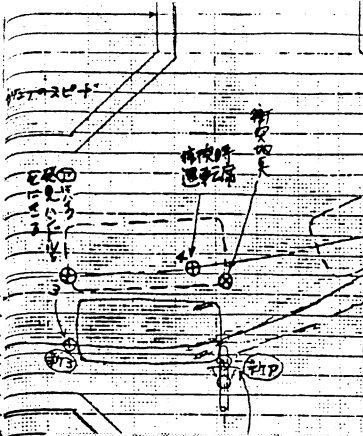


図2. 「キヤ-」という大声の発声
 事故現場で、「キヤ-」という大声の後「ド-ン」という音響
 の図において、時速25~35km/hでバイクに乗って交差点
 を移動物が自分にとって危険であると判断し、大声を
 出前もって危険物がある等意識を集中し、
 知らせる音(ド-ンが音)と同時に録音し、
 2秒ほど音がどうなるか確かめる。(3人分)

事故直後に行われた警察の現場検証。見通しの悪い交差点だった。英男さん(仮名)が娘の事故の真実を追求するために克明に記したノート。信子さんが最後に叫んだ「キヤ-」という声や「ド-ン」という表現が頻りに出てくる

ほとんどヘルメットの疑問は解けた。信子さんの救護にあたった近所の主婦が、救急車を待つ間、「息が案にできるように」とヘルメットのひもを緩めていたことを覚えていたのだ。「やはり、そうだったのか……」

半年後、沢田さん夫妻はワゴン車の運転手を相手に民事訴訟を起こした。なによりも、事故の真実を明らかにしたかった。

八七年八月に始まった裁判は、もどかしいほどにスローペースの展開になった。訴状の提出。答弁書、準備書面などの書類の交換。そして翌八八年の十月に、裁判所はこの事故の鑑定を専

門家の大学教授P氏に依頼した。四カ月後、裁判所に提出されたP教授の鑑定書の内容は、「衝突時の速度は、ワゴン車が一五キロ、スクーターが三五キロ。交差点に先に進入していたのはワゴン車で、スクーターは車の右側面に衝突した」というものだった。

英男さんは語る。

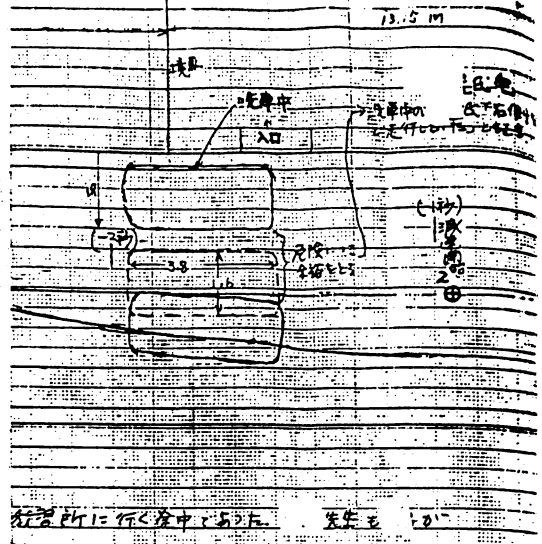
「P教授の鑑定書の大半は、私から見れば、専門書からコピーしただけの一般論でした。事故とは直接関係のない、ごく一般的な項目がずらりと並んでいるのです。言葉では「両方の衝突痕を比較検討することの重要性」を説いていますが、実際はそれを無視して

架空の事故モデルを想定し、それをもとにして「繰返し計算」を行い、結論を出していました。衝突個所の特定もしないでどうして衝突の解析ができるのでしょうか。とても学者の手法とは思えないものでした」

英男さんはP教授の作成した鑑定書の問題点を指摘、反論を「質問書」にまとめた。しかし、この作業は、物理学の知識のない普通の父親には不可能だったろう。英男さんは電子工学を専攻、三十年以上にわたって航空機用レーダーやマイクロ波関連機器の開発に携わってきた技術者である。その経験と知識を生かし、寝る時間も割いて、畑違いの自動車工学の勉強をした。執念の質問書だった。

九〇年七月、第一回鑑定人質問。同十二月、第二回鑑定人質問。九一年三月、第三回鑑定人質問。「しかし、P教授は都合の悪い質問を浴びせられると、本題をすりかえ、まともに答えようとはしませんでした。そして三回とも、「これから外国に行く飛行機の時間があるので」と、早々と法廷を切り上げてしまったのです」

結局、裁判所もP教授に見切りをつける形になり、九二年四月、別の鑑定人、Q氏に再鑑定を依頼した。この時点で、事故から五年以上がすぎていた。数カ月後、Q氏の鑑定書が出され



万円くらいかかると言われました。でも、その前に私はQ氏に、とにかくその空欄を埋めてくださいと頼みました。想定する衝突の形を明らかにして、基本となるデータを用意しなければ、実験など行えるはずがありませんから。ところが彼は最終的に、「私にはできない」と言っただけで逃げてしまったのです。学者の良心とはいいたくない何なのでしょうか」

◆ 九四年六月、結局、衝突実験は実現しないまま、「過失割合は五対五」という判決が下された。

道幅がほぼ同じの、見通しの悪い交差点で、お互いが徐行義務を怠ったために起きた出会い頭の衝突と判断された。判決が示した事故の様子は、次のようなものだ。

「ワゴン車は時速約三〇キロで走行中、スクーターを発見し、ハンドルを左に切ってブレーキをかけたが間に合わず、ワゴン車の右側面、前端部がスクーターの前面にはほぼ直角に衝突した。スクーター側は時速二五・三〇キロで交

差点に進入、衝突後、その前部がワゴン車の進行方向に押し出されたために、時計回りに回転させられながら後部がワゴン車の右側面に寄せられる状態になり、運転者はワゴン車の運転席の下ア前部にたたきつけられた」

◆ ほぼ一方的に悪いとされてきた信子さんの過失は「五割」になった。しかし沢田さん夫妻は、

「過失はもつと少なかつたはず」という思いを捨てることができなかった。

◆ 判決の半年前に本誌で交通事故鑑定人、駒沢幹也氏のことを知った沢田さん夫妻は、相談に赴いた。駒沢氏の答えは次のようなものだった。

「私が事故車の痕跡を見たかぎりでは、スクーターは先に交差点へ進入し、左側から車に衝突されている。それはあなた方の主張する形ではほぼ間違いないだろう。衝突時にスクーターが停止していたとは思えないが、少なくとも車よりは遅い速度だったはずだ。しかし、いまから新たに鑑定書を出し、娘さんの過失が少ないことを訴えても、六割以上の過失をワゴン車に負わせるのは相当難しい。これまで二人の鑑定人がそろって、あなた方の主張と逆の結果を出しているからね」

◆ 結局、沢田さん夫妻は悩んだ末に控訴を断念した。事故からはすでに八年が経過している。たつた一割の過失割合を下げるために駒沢氏に再鑑定を依頼し、また裁判に長い時間をかけるのは、「あまりにも自分たちの身勝手ではないか?」と思ったからだ。

◆ 英明さんは振り返る。

「五対五と六対四……。大きな差はないようにみえますが、いま思えば私たちはその一割にすべてをかけてきたような気がします。しかし、駒沢先生にお会いし、私の考えがほぼ正しいと再確認できたことが、何よりの支えになりました。」

◆ 裁判官は、専門家と生きている当事者の話ばかりを聞き、私のような素人の主張には耳を傾けてくれませんでした。これほど真剣に話を聞いてもらった経験は、事故以来、初めてだったのです」

◆ 私は、この原稿を書くために、英明さんが記してきた何冊ものノートやファイルに目を通した。どれもすまなく、細かな文字や計算式がぎっしりと書き込まれ、いたるところに図や写真が添付されていた。その中に、「信子」という名前と「キヤール」「ドーン」という文字が、どれほど繰り返して出てきたことか。それらの言葉が私の心に突き刺さった。

◆ 「主人はこの八年間、話すことのできない娘の代わりに、できるかぎりのことをしてやりたいと話していました。ほんとうに頑張ったと思います」

◆ 和子さんはそう語っていた。(つづく)

たが、結果は事故時の衝突速度が少し異なる程度で、あとはほとんどP教授の鑑定と同じだった。スクーターがある程度の速度を出し、ワゴン車の側面におつかったというのだ。

「これだけ双方の車に痕跡がありながら、なぜこうなるんだ」

英明さんは自分の主張を裁判官にわかってもらうために、衝突がどんな形で起こったのか、実際に実験を行うようQ氏に依頼した。

英明さんのノートには、実験をするために必要なデータや数式がびっしりと書き込まれていた。不明な部分については、それを明らかにするため、たくさんの空欄を設けた、テスト用紙のようなものを用意した。

「見積もりをとると、衝突実験には百